

### 3・4学期の授業における新型コロナウイルス感染症対策

3・4学期の授業にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、以下の対策を行う。なお、本資料は当面の基本的な対策を示しており、今後の状況に応じて適宜変更を行う。

#### 1 授業方針【3・4学期】

・コロナ禍のもと、学生の健康・安全を最優先とし、感染対策を徹底しながら学生と教職員との交流等も可能な限り図ってゆく必要がある。そこで、「オンライン授業を基本とする。ただし、感染対策を徹底した上で、必要に応じて対面式が可能な科目については対面授業、または、対面授業とオンライン授業を併用する」こととする。

・3学期当初の1週間【9/24（金）～9/30（木）】を全面オンライン授業とし、その前1週間【9/17（金）～9/23（木）】を各自の健康観察期間とする。なお、対面授業開始は10月1日（金）からとする。

#### 【3・4学期の授業形態の考え方】

- ・オンライン授業を基本とする。ただし、感染対策を徹底した上で、必要に応じて対面式が可能な科目については対面授業、または、対面授業とオンライン授業を併用する。
- ・教室の収容定員は、原則約半数程度とする。
- ・履修者数が100名超過の授業等、全員教室に収容できない授業は、原則オンライン授業とする。
- ・県外居住の非常勤講師の科目は、原則オンライン授業で実施するよう推奨する。

・本学活動レベル3「オンライン授業を基本とする」に基づき実施する。

\*活動方針レベルが2に引き下げられた場合、及び4に引き上げられた場合については、本対策10頁、別表の「主な対応内容」を参照。

#### (2) 留意事項

対面授業の開始に当たっては、政府の専門家会議で提示された「新しい生活様式」、令和2年6月5日付け文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」等に則り、感染防止に努める。

#### (3) ウイルス生存期間

新型コロナウイルスは72時間（3日間）生存するものとして対策を検討する。

(参考) 厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」

「WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています」

## 2 授業開始に当たっての基本的な考え方

### 2.1 「新しい生活様式」の実践

これまで学内で取り組んできた感染防止対策を踏まえ、国の専門家会議で示された「新

しい生活様式」を積極的に実践し、対面授業を行う。一方で、3密（密閉、密集、密接）や大勢で集まることを控えるなど、日々の生活の中に感染防止対策を取り入れて行動するものとする。

(1) 感染防止行動（日常的な感染防止行動）

ア 身体的距離の確保（飛沫が到達しないようにするため）

イ マスクの正しい着用（飛沫を拡散させないため）。外出時はマスクを着用するとともに、咳エチケットを心がけ、マスクがないときはティッシュ等により口、鼻を押さえること。

ウ ていねいな手洗い（手についたウイルスを除去するため）、うがいを励行すること。

エ 換気（飛沫を停留させないため）、部屋の湿度保持と換気に努め、感染しにくい環境を確保すること。

オ 密閉・密集・密接を回避する行動をとること。

(2) 毎日の健康管理等の励行（健康チェックと免疫維持向上のため）

ア 登校前に体温チェックを実施し、微熱であっても発熱している場合は登校しない。

イ 風邪症状など体調不良が見られる場合は登校しない。ただし、アレルギー症状など原因が明らかに感染症以外の症状の場合は除く。

ウ 適度な食事、運動、睡眠により免疫力を高め、感染しにくい身体づくりに努めること。規則正しい生活（バランスのとれた食事、睡眠、適度な運動）をめざす。

(3) 学内での感染防止行動

ア 構内利用、構内行動のルールを遵守する。

イ 授業中の行動は、日常的な感染防止行動を基本に、追加の対策については教員の指示に従う（授業内容によって追加の対策が必要な場合あり）。

ウ 休憩時間、昼食、放課後などの場面が切り替わる時の行動により感染リスクが高くなるため、予防行動が継続できるよう心がける。

### 3 施設関係対応について

#### 3.1 入構について

(1) 入構可能な入口

- ・メインエントランス（自動ドア）は、授業日は 8 時 30 分から 20 時 00 分まで開錠。
- ・メインエントランス（通用口）、北エントランス、西エントランス、北棟東側入口は、授業日は 7 時 30 分から 20 時 00 分まで常時開錠。これ以外の時間帯：常時施錠（教職員に限り教職員証により入館可能）

(2) 入構対象

全学生、教職員を入構可能とする。ただし、学外者の入構は原則禁止とするが、次項で述べるように事前連絡のある者は可能。

(3) 入構方法

学生及び教職員は、メインエントランス・北エントランス・西エントランスに設置したサーモカメラにより検温を行い入構する。北棟への入構時もいずれかのサーモカメラで検温

することとし、直接北棟に入構しない。

学外者は、来訪先へ事前に連絡をしたうえで来学し、メインエントランス・北エントランス・西エントランスに設置したサーモカメラにより検温を行い、入退館管理カードに所定の事項（氏名等）を記入した上で、入構する。

(4) 入構に際しての注意事項

ア サーモカメラによる検温を行う。検温の結果、37.0 度以上の場合は、メインエントランス・北エントランス・西エントランスに備え付けの腋下体温計による再検温を行う（サーモカメラでは誤差が生じる可能性があるため）。

イ 入構する際は、メインエントランス・北エントランス・西エントランスに設置してあるアルコール消毒液で手指消毒を行う。

### 3.2 構内の利用

(1) 構内での行動について

ア 構内ではマスクを着用すること。

イ 履修科目の授業開始 1 時間以上前に原則入構しない。

ウ 構内での滞在時間をなるべく短くするよう努める。

エ 午前あるいは午後がオンライン授業、もしくは一日オンライン授業の場合は、オンライン授業は大学に入構せずに、自宅などで受講するよう努める。

(2) 講義室

ア 通常時収容人員の原則約半数程度で使用する。

イ 原則として、座席は 1 メートル程度の間隔を開けることから「着席禁止」印が付いている席には座らないようにする。

ウ 発声をする授業の場合 2 メートル程度の間隔を開けるよう工夫する。

エ PC・CALL1・2・3 教室は、授業時以外は原則開放しない。

印刷希望の学生には、自分が利用した後の消毒実施を条件に利用可とする。ただし、印刷のみを使用とし、滞在時間を 30 分以内とする。

(3) 講義室以外

場所	注意事項
学生サポートセンター	マスクを着用し、滞在時間を短くするよう努める。
図書館 開館時間 〈平日〉 8 時 30 分～20 時 〈土曜〉 8 時 30 分～17 時	<ul style="list-style-type: none"><li>・来館の際は、ゲートの前での手指消毒を徹底する。</li><li>・マスクを着用して利用し、長時間の滞在は避ける。</li><li>・窓口の混雑を避けるため、図書館資料の返却はカウンター近くに設置されている「返却 BOX」を利用する。</li><li>・対面での着席を避け、会話をしない。（「着席不可」の表示のある席を避ける。）</li><li>・個人研究ブースを利用する場合、前後の利用者の間で、利用で時間の間隔をあける。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ学習室の利用は一室4名までとする。(通常は8名まで)</li> <li>・当面の間、一般の方の利用を禁止する。</li> <li>・職員による定期的な換気および消毒を実施する。</li> </ul> <p>※待機場所として、閲覧室1(30席程)・2(40席程)の利用促進</p>
キャリアセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料閲覧、質問等で入室の際は、マスクを着用し、滞在時間を短くするように努める。</li> <li>・相談については、オンライン、対面併用、対面の場合については、マスク着用、アクリル板設置、相談室内の定期的な換気および消毒を実施する。</li> </ul>
グローバルセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを着用し、制限時間を設け滞在時間を短くするように努める。</li> <li>・入室時の手指消毒を徹底する。</li> <li>・複数名同時の学生入室は不可とする。</li> <li>・入退室記録をとる。</li> </ul>
健康管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の体調不良時は、電話で事前に健康管理室に連絡相談し、入室せず、速やかに帰宅する。</li> <li>・マスクを着用し、滞在時間を短くするように努める。</li> <li>・月経痛など体調不良の原因がはっきりしていて、ベッド休養を希望する時には、検温を受け、石鹸と流水による手洗いをを行う。また休養の時間は1時間程度までとする。</li> </ul>
語学学習ブース(デスクPC)個室10室 ※但し、授業で使用する場合を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅などのPC環境が不十分、ないしはPCがない、PCが故障中などの学生には使用を許可する。</li> <li>・使用者は、マスクを着用し使用する。</li> <li>・使用者は、PC及び付属品を使用後に消毒する。</li> </ul>
アリーナ	原則、授業時のみ利用可とする。授業時以外の使用は、許可を得たうえで利用を認める。
アリーナ更衣室(男・女各1室:ロッカー各42個)	「3密」にならないように一度に入室する利用者の数(10人以下)を制限するとともに、更衣室として教室等も使用し対応。
生協	マスクを着用し、滞在時間を短くするように努める。
大学食堂	別掲(6 大学食堂の利用やキャンパス内での飲食)
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員は、学生の休憩時間はドア無しトイレを使用しない。</li> <li>・ドア付きトイレは、原則学生の使用を禁止する。</li> <li>・トイレ内は24時間換気する。</li> <li>・トイレの手摺・ドアノブは、清掃業者により、1日1回、除</li> </ul>

	菌効果のある洗剤で清掃実施。 ・トイレ使用後は、石けんを使用した十分な手洗いを実施。
ラーニングコモンズ付近 1・2・3階廊下、手摺・階段 手摺	・机・椅子を配置し、学生の自習スペースとする。 ・手摺・階段手摺にはなるべく触れないようにする。

## 4 学生の対応について

### 4.1 通学について

#### (1) 通学前

- ア 各自で毎朝の検温を実施し、健康観察シートに記録をつける。
- イ 健康観察シートは登校時に持参し、求めがあれば提出する。
- ウ 発熱やせき等、風邪の症状がある場合は、通学を見合わせる。

#### (2) 通学时

- ア 通学時は、マスクを着用し、予備を持参する。ただし、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにする。
- イ 公共交通機関を利用する場合、混雑した車両を避ける等、できるだけ他者との距離を取るよう努める。

### 4.2 欠席及び配慮について

- (1) 発熱やせき等、風邪の症状がある場合、対面授業を欠席し自宅で休養することとし、欠席の旨を学生サポートセンターへ連絡する。
- (2) 学生の情報は、学生サポートセンターから授業担当教員へ情報提供し、授業担当教員は学生の不利益とならないよう、適切に配慮する。
- (3) 基礎疾患等のある学生や、感染症への不安を感じる学生からの申し出があった場合には、個別の対応とする。

### 4.3 講義室での授業

#### (1) 学生の対応

- ア 必ずマスクを着用する。忘れた場合は、生協で購入する。
- イ 備品を使用する場合は、使用前に必ずハンドソープによる手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を行う。

#### (2) 環境の整備

- ア 発症者の発生に備え、授業担当教員は必ず学生の出欠を確認する。  
 ※出席確認用カードリーダー使用可能（大教室4箇所（講堂、F21、A31、ラーニングホール））
- イ 教室の座席は、机や椅子の数自体を減らす場合と、坐ってはいけない席の机に間隔をあけるように「着席禁止」印を付ける場合があるので、「着席禁止」印以外に着席する。

可能な限り間隔を開け、市松模様状に座席を配置する。

ウ 授業時は換気に努める（①換気スイッチを入れる、②可能であれば、窓を常時開けておくか30分に1回程度は窓や扉を開ける、③次の時限に同教室で授業がある場合は窓や扉を開ける）。

(3) 授業時の工夫

ア 人と人との接触を避け、身体的距離(できるだけ2mを目安に最小1m程度)を確保する。

イ グループワーク等で会話が行われる場合、距離を確保する、正面に向かい合って着席しないようにする等、密接場面を避けるように努める。

ウ 対面授業を行う教員は、マスクを着用、必要に応じてフェイスガードも利用する。

(4) 授業前後の手洗い、手指消毒

授業前後、手洗い、または手指消毒をする。

#### 4.4 実技・実験・実習

(1) 学生の対応

ア 原則マスクを着用するが、実技等に伴うマスクの着用方法は、授業担当教員の指示に従う。

イ 備品を使用する前には、ハンドソープによる手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を行う。

ウ 複数人で共用する備品（道具や器具等）は、使用終了時に必ず消毒を行う。

エ 会話をしなければならないときは、必ずマスクを着用するとともに1m以上間隔をあけ、大きな声を出さないようにする。

(2) 環境の整備

ア 可能な限り学生の間隔を空けて実施する。

イ 授業時は、扉を開けておく等、換気に努める。

(3) 授業時の工夫

ア 人と人との接触を避け、身体的距離(できるだけ2mを目安に最小1m程度)を確保する。

イ グループワーク等で会話が行われる場合、距離を確保する、正面に向かい合って着席しないようにする等、密接場面を避けるように努める。

ウ 対面授業を行う教員は、マスクを着用、必要に応じてフェイスガードも利用する。

エ 演習等で飲食を伴う場合は、授業担当教員の指示に従う。

#### 4.5 オンライン授業を受けるにあたり必要な環境について

(1) 使用機器について

ア 大学に持参できるWiFi接続が可能なキーボード付きノートパソコンを各自準備する。

イ カメラ（ノートパソコンやスマホ等に付属のものでも可）を各自準備する。

ウ ヘッドセット（周囲の音が入りにくく外部に音声は漏れにくいもの）を各自準備する。

(2) インターネット環境について

ア 大学構内では、WiFi接続が可能。

- イ 自宅・アパート等のインターネット通信を確保し、授業時に接続できるよう準備。  
光回線など、常時接続ができる定額制のインターネット通信の確保を推奨。

## 5 教職員・学生協同事項について

### 5.1 授業における感染防止

- (1) 授業中、急に具合が悪くなった場合には、直ちに健康管理室に相談。
- (2) 教員から学生に「着席禁止」印が付いている席には座らないように指示・指導する。
- (3) 教員は学生の協力のもと、下記のとおり講義室の換気を行う。
  - ア 授業中は換気スイッチを入にする。
  - イ 可能であれば、窓を常時開けておくか、授業の中間（開始 50 分後）に換気タイムを設定し、窓・ドアを開け換気を行う。また、トイレの過密を防ぐためにも、換気タイムの間にトイレ休憩を入れる等工夫する。
  - ウ 授業終了後に窓やドアを開け換気を行う（次の授業の教員が開始時に閉める）。
- (4) 教員は、各教室の換気チェックシート（開始 50 分及び授業終了後の 2 回）にチェックをする。
- (5) 共有の備品等には可能な限り触れないようにし、マイク使用後は除菌シートで清拭消毒する。
- (6) 教員から学生に授業後の休憩時間における手洗いの徹底を指示・指導する。
- (7) 教員から学生にマスク着用や、咳エチケットの徹底を指示・指導する。
- (8) 教員から学生に目や鼻、口を極力触らないよう指示・指導する。

## 6 大学食堂の利用やキャンパス内での飲食

- (1) 対応
  - ア 大学食堂は営業する。
  - イ 授業が昼休憩を挟まない場合は、なるべく構内で食事をしない。
  - ウ 講義室内での飲食は、蓋付きの飲み物のみ可。
  - エ 大学食堂の利用は、可能な限り短時間の利用とし、会話を控える。着席したときの間隔を最低 1 メートルは確保し、かつ対面にならないように座席を配置する。
  - オ 対面授業が午前中で終了の場合は、なるべく学内で食事をしないで帰宅する。
  - カ 対面授業が午後からの場合は、なるべく自宅等で食事をしてから登校する。
  - キ 食事は決められた場所で短時間にすませる。
  - ク 大学食堂の席には、アクリル板が前・横に設置されており、正しく利用して食事する。
- (2) 食事場所
  - 大学食堂、ウッドデッキ及びベンチ等の屋外。
  - ショールームは、利用時間（12:20～13:20）を限定して、飲食利用を可とする。
  - 【飲食可とする教室】ラーニングホールは、利用時間（12:30～13:10）を限定して、飲食利用を可とする。

### (3) 食事時の注意

- ア 食事前は、ハンドソープによる手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒を行う。
- イ マスクを外した状態で他の人と対面にならないよう気を付ける。
- ウ 会話はしない。
- エ 回し飲みや食品の共有等をしない。
- オ 食事後は、食べこぼし等を清掃するとともに、自分が触れた箇所を消毒する。
- カ 飲食可とするショールームやラーニングホールでは、除菌シートを用意し、使用後は各自で清拭する。

### (4) その他

- ア 食券の購入や配膳を待つ際に密集が生じないように、最低1メートル間隔で待つことができるよう、床面にテープなどで待ち位置が明示されているので、それに従う。
- イ 飲食場所については、ロスナイ換気システムにより24時間換気することで換気の悪い空間でないようにする。
- ウ 大学食堂は当面の間、一般の方の利用を禁止する。

## 7 消毒について

- (1) 学生は、講義終了後に各室に配置する除菌シートで、自分の着席した机・椅子の消毒実施（教室の机や椅子、実習室のパソコンなど共用機材）。
- (2) 教員は、講義終了後に各室に配置する除菌シートで、教卓・マイクの消毒実施。
- (3) 校舎内のエレベーターの壁面、金属部分、ボタン等は、事務職員により、1日1回、塩素消毒を実施。
- (4) トイレの手摺・ドアノブは、清掃業者により1日1回、除菌効果のある洗剤で清掃実施。
- (5) トイレ使用後は、石けんを使用した十分な手洗いを実施。
- (6) 指定食事場所において、食事後は配置する除菌シートで、自分の着席した机・椅子の消毒実施。
- (7) ラーニングコモンズは、学生が使用都度配置する除菌シートで、自分の着席した机・椅子の消毒実施。

## 8 教職員について～教職員の服務～

- (1) 教職員は、出勤した時に必ず入口に設置してあるサーモカメラで検温する。
- (2) 発熱等の風邪症状がある場合には特別休暇等を取得し自宅で休養する。
- (3) 教職員本人が感染者となった場合には就業禁止とする。
- (4) 教職員が濃厚接触者である等当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合は、大学事務局へ連絡の上、特別休暇を取得する。
- (5) 事務局職員については、満員電車等を避けるため、時差出勤を推進し、テレワークを実施する。
- (6) 非常勤講師は、上記(1)～(5)を準用する。



## 9 濃厚接触者又は感染者が発生した場合のキャンパスにおける対応

- (1) 学生又は教職員が、感染者と判明した場合、ただちにキャンパスを全面閉鎖するが、対応についての詳細は、マニュアルにて別途定める。
- (2) 初動の報告範囲、閉鎖時の教職員への周知については、別途定める。
- (3) 閉鎖中の対面授業のあり方については、事象の態様を踏まえ検討する。
- (4) 消毒箇所、消毒方法等について長野市保健所の指示を受け、消毒を実施する。

### (消毒箇所の目安)

濃厚接触者又は感染者となった者が、

- ・利用した部屋（机・椅子等）全体。
- ・利用したトイレ全体。
- ・構内を移動した動線の中で触れたことが想定される箇所。

### (消毒方法の目安)

- ・アルコール消毒液（70%～80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いる。
  - ・適切な個人保護具（マスク、手袋等）を用いる。
- (5) 保健所及び長野県の衛生主管部局のアドバイスを受け、キャンパスの閉鎖を解除する時期を検討する。

(別表)

### 3・4 学期の授業方針

・レベル3「オンライン授業を基本とする。大学の許可した授業のみ対面授業とする。」に基づき実施する。\*活動方針レベルが2に引き下げられた場合、及び4に引き上げられた場合については、下表の「主な対応内容」を参照。

・3 学期当初の1 週間【9/24 (金)～9/30 (木)】を全面オンライン授業とし、その前1 週間【9/17 (金)～9/23 (木)】を各自の健康観察期間とする。なお、対面授業開始は10月1日(金)からとする。

レベル	感染状況	講義・ゼミ活動	主な対応内容
レベル0	海外にまん延のおそれのある感染症が発生／WHOがポストパンデミックを発表	海外の発生地への渡航や海外発生地からの来訪者の制限	・全面对面授業 ・教室の収容定員基準は、通常収容定員。
レベル1	国内に発生している／県内の発生はないか、県内に単発的に発生／国内の感染者発生が減少・低い水準となる／流行が一旦落ち着いている	感染対策を徹底した上で対面授業（または活動）を実施 オンライン授業への移行（推奨）	・履修者数100名超過の場合は、原則オンライン授業とする。 ・その他の科目については、原則感染対策を徹底した上で対面授業とし、教育の質が維持できる場合は必要に応じてオンライン授業で実施することを可能とする。 ・教室の収容定員基準は、原則約半数程度として、授業内容に応じて調整する。 ・教室数が不足する場合や、学内の学生収容率（混み具合）のコントロール上必要がある場合には、対面授業を希望する科目であっても、オンライン授業を要請する場合がある。
レベル2	長野県内の感染者は増加傾向／国内感染者の感染経路が追えなくなっている／県外由来、追跡可能者・経路不明者混在／長野県内の感染者発生が減少傾向、低い水準となる	感染対策を徹底した上で対面授業（または活動）を実施 オンライン授業への積極的移行（推奨）	・履修者数100名超過の場合は、原則オンライン授業とする。 ・その他の科目については、感染対策を徹底した上で対面授業とし、教育の質が維持できる場合は必要に応じてオンライン授業で実施することを可能とする。 ・教室の収容定員基準は、原則約半数程度として、授業内容に応じて調整する。 ・県外居住の非常勤講師の科目は、緊急事態宣言が発出された場合などは、原則オンライン授業で実施するよう推奨する。 ・教室数が不足する場合や、学内の学生収容率（混み具合）のコントロール上必要がある場合には、対面授業を希望する科目であっても、オンライン授業を要請する場合がある。

レベル 3	長野県の感染者が増加し一定数発生している／学内において本学構成員に感染者が発生本学感染者接触者が特定され、一定期間を経過し安全が確保された場合	オンライン授業を基本とする。大学の許可した授業のみ対面授業とする。(感染者発生後の一定期間はオンライン授業のみとする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン授業を基本とする。ただし、感染対策を徹底した上で、必要に応じて対面式が可能な科目については対面授業、または、対面授業とオンライン授業を併用する。</li> <li>・教室の収容定員は、原則約半数程度とする。</li> <li>・履修者数が100名超過の授業等、全員教室に収容できない授業は、原則オンライン授業とする。</li> <li>・県外居住の非常勤講師の科目は、原則オンライン授業で実施するよう推奨する。</li> </ul>
レベル 4	長野県内の感染者の感染経路が追えなくなっている場合/長野県が緊急事態宣言対象地域となった場合/本学構成員に集団感染が確認された場合/緊急事態宣言対象地域となり休業要請がなされた場合	オンライン授業のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てオンライン授業。</li> </ul>